

詐害防止参加の申出について、参加人が参加の理由として主張する事情は、係属中の他人間の訴訟の訴訟物との関係では間接事実ないし背景事情にすぎず、判決主文又は理由中の判断について法律上の利害関係を有していることの根拠とはならず、上記訴訟物たる権利の存否を判断する上で必要な主要事実に関する争点については、原告及び被告において主張立証を懈怠するとは考えにくいとして、参加の申出が却下された事例

—東京地判平成23年11月1日 判タ1384号347頁—

畠 宏樹

〈事実の概要〉

航空機操縦士養成機関である独立行政法人Z（参加申出人）の学生であったX（原告）は、航空機による飛行訓練中に、航空機整備会社であるY（被告）の従業員によるエンジンの整備不良が原因で上記航空機が墜落した事故（本件事故）により、外傷性空腸破裂及び汎発性腹膜炎等の傷害ならびにPTSD等の後遺障害を負ったなどと主張して、Yに対し、不法行為又は使用者責任に基づき、損害金4億3,225万2,500円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて提訴した（別件事件）。

Yは別件事件の係属中、Xに対して損害賠償責任を負うことについては積極的に争う姿勢を示してはいないが、本件事故についてはZの被用者である操縦教官Aにも操縦過誤がありZはXに対し使用者責任を負うとともに、Z自身も操縦訓練過誤による不法行為責任を負うことから、別件事件においてYが敗訴した場合、YはZに対して求償することができると主張して、Zに対し訴訟告知（民訴53条1項）を行った。

これにより、別件事件において、Yが、本件事故の主たる原因がZ側の過失によるものであるといった主張をすることが予想されるところ、Xにおいてこの点を争うことが期待できないといったことを理由として、Zは、別件事件においてXが主張しているYのXに対する損害賠償債務について、Zの被用者A及びZ自身にも何らの過失も存在しないからYはZに対し求償権を有しない旨を主張して、本件事故に係るYの損害賠償債務についてZはYに対し一切の債務を負担していないことの確認を求めて別件事件に独立当事者参加（民訴47条）の申出をした。このZによる独立当事者参加の申出の許否が問題となったのが、本件である。

〈判旨〉訴え却下（参加申出却下）。

「1 民事訴訟法47条1項前段に基づく参加（詐害防止参加）について

民事訴訟法47条1項前段の「訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者」というためには、〔1〕他人間の訴訟の判決主文又は理由中の判断について法律上の利害関係を有していること、及び〔2〕当事者間の訴訟追行に詐害意思が認められることを要すると解されるので、以下検討する。

(1)被告〔Y：評者注〕は別件事件において原告〔X：評者注〕に対し損害賠償責任を負うことを積極的に争うものではないとしているところ、参加人〔Z：評者注〕は、上記独立当事者参加の要件を充足する理由として、被告が積極的に争うものではないとしているのは損害賠償責任自体にとどまり、過失の所在については相当程度争い、その中で参加人の過失も主張することが予想されるにもかかわらず、原告がその点を争うことは期待できないなどと主張する。

実際、被告は、参加人に対し、本件事故については参加人の被用者であった操縦教官に操縦過誤があり、参加人は原告に対し使用者責任を負うとともに、操縦訓練過誤による不法行為責任を負うから、別件事件において被告が敗訴した場合、被告は参加人に対して求償することができると主張して、訴訟告知をしている。そのため、被告が別件事件において、本件事故の主たる原因は、参加人側の過失によるものであるなどという主張をすることが考えられる。

しかし、別件事件において被告が上記のような主張をしたところで、別件事件の訴訟物たる損害賠償請求権の存否や、その額を認定するために必要な主要事実は、被告自身の過失の有無や、その程度を基礎づける事実であって、本件事故について参加人側にも過失がある旨の被告の主張は、間接事実ないし背景事情としての主張にとどまるものである。そのような間接事実ないし背景事情の主張についての判断がされる可能性をもって、参加人が、他人間の訴訟の判決主文又は理由中の判断について法律上の利害関係を有していることの根拠とすることはできない。

(2)〔中略〕

(3)もっとも、本件事故により原告に生じた損害及びその額が別件事件における主たる争点となっていることは記録上明らかであり、〔中略〕、これらの点に関する判断は、参加人に対する求償権の存否や額に影響することは明らかで、このことを理由に、参加人が法律上の利害関係を有しているということはできる。

しかし、上記のような別件事件の訴訟物たる損害賠償請求権の存否を判断する上で必要な主要事実に関する争点について、原告及び被告が主張立証を懈怠するとは考えにくい。実際、本件事件及び別件事件の記録上、参加人において法律上の利害関係を有すると認められる争点について、原告及び被告の別件事件の訴訟追行に詐害意思があると認めるに足りる資料は存在せず、詐害の意思を認定することは困難である。

(4)〔中略〕

(5)したがって、参加人は、民事訴訟法47条1項前段が規定する「訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者」であるということはできない。」

※さらに予備的になされた権利主張参加（民訴47条1項後段）の申出については、Zの請求が

権利主張に係るものでないことを理由に簡単に排斥されており、本稿では割愛する。なお、下線は評者において付した。

〈考察〉

本件は、係属中の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟の被告（Y）から訴訟告知がなされた第三者（Z）が、補助参加ではなく独立当事者参加の申出をしてきたところ、その許否が問題となつたものである。周知のとおり、独立当事者参加には、いわゆる詐害防止参加（民訴47条1項前段）と権利主張参加（同条項後段）という2つの参加形態が認められているところ、本件では主として詐害防止参加の許否が問題とされ、これが許される場合の要件について下級審レベルながら比較的詳細な判示がなされており、それなりの意義を有する裁判例といえる。

もっとも、後述するように、その具体的な判断枠組みにおいてはいくばくかの疑問も残るところであり、判旨に全面的に賛意を表することには躊躇を覚える。

1. 独立当事者参加の意義・趣旨

すでに原告・被告間で係属中の訴訟に対し、第三者が新たに独立の当事者として訴訟法律関係に加わる制度を独立当事者参加という（民訴47条）。

原告・被告という二当事者対立構造を原則形態とする民事訴訟とはいえ、そこで争われている訴訟物としての権利関係について訴訟外の第三者もまた密接な利害関係を有していることが少なくない。そこで、独立当事者参加という訴訟形態を認めることによって、三者間に争いのある紛争を統一的にかつ一挙に解決することができる。かかる点において、この制度の存在理由があると説明するのがこれまでの一般的な理解である¹。

ただ、原告・被告間の訴訟の結果としての判決については既判力の相対性の原則（民訴115条1項1号参照）ゆえに、理論的には第三者としてはこの判決の存在を無視することもできるが、ひとたび確定判決が下されると第三者としては後日それを争うことに事実上かなりの困難をともなうことにもなる（判決の事実効・証明効）。そこで、独立当事者参加という制度の存在理由についても、原告・被告間の判決から第三者に及ぼされる事実上の不利益を第三者の側から排除することを求める機会を与える制度として位置づける見解も、近時では有力に唱えられている²。

2. 独立当事者参加の類型・要件

独立当事者参加をするための要件として、他人間において訴訟が係属中であるという要件に加え、法は以下の2つの場合の独立当事者参加をすることができるとしている。

(1) 詐害防止参加（民訴47条1項前段）

訴訟の結果によって権利が害されることを第三者が主張して参加する場合を、詐害防止参加と

いう。この参加形態は、沿革的には、既存当事者による馴れ合い訴訟を防止するための制度と説明されているが、いかなる場合に「訴訟の結果によって権利が害される」ことになるかをめぐっては学説上諸説唱えられているところ、以下では代表的な3つの見解をとりあげる。

第1の見解として、他人間で係属中の訴訟の判決の既判力や反射効が第三者に及ぶことによって、参加人たる第三者の権利が侵害される場合を意味すると解する見解がある（判決効説〔判決効力承認説〕）³⁾。

第2の見解として、判決の効力が直接及ぶ第三者に限定する必要はないが、第三者の権利・法的地位が他人間の訴訟の訴訟物たる権利関係の存否と論理的関係があるため、詐害判決によって事実上影響を及ぼされる場合に参加の理由を認めるとする見解がある（利害関係説〔権利侵害説〕）⁴⁾。

第3の見解として、詐害防止参加の沿革を重視して、当事者がその訴訟を通じ参加人となるべき第三者を害する意思をもつと客観的に判断される場合（詐害的な訴訟追行がなされている場合）に参加の理由を認めるとする見解がある（詐害意思説〔客観的詐害意思説〕）⁵⁾。

判例がこれらのいずれの見解に立っているかについては、必ずしも明らかではない。古い判例の中には、判決効説の立場に立ったと理解される判例もある一方（大判昭和9年8月7日民集13巻1,559頁）、権利侵害説の立場に立ったとみられる判例もある（大判昭和12年4月16日民集16巻463頁）。最高裁は、被告名義の所有権移転登記の抹消登記手続請求訴訟における、被告に対する差押債権者について詐害防止参加を認めており（最判昭和42年2月23日民集21巻1号169頁）、差押債権者は判決効の拡張を受ける第三者にはあたらないので、判決効説を採用していないことは明らかではあるが、権利侵害説・詐害意思説のいずれの立場からもその結論は正当化できるとされている⁶⁾。他方、下級審レベルでは、詐害意思説を明確に説くものもみられるところ（大阪高判昭和43年5月16日判時554号47頁、大阪地判昭和50年2月27日判時792号62頁など）、本件も、「〔1〕他人間の訴訟の判決主文又は理由中の判断について法律上の利害関係を有していること、及び〔2〕当事者間の訴訟追行に詐害意思が認められることを要すると解される」と判示されていることから、明確に詐害意思説を採用したものといえる。

詐害防止参加が認められる場合の検討にあたっては、他の参加制度（共同訴訟参加〔民訴52条〕・補助参加〔民訴42条〕・共同訴訟的補助参加）の要件との関係を考慮に入れる必要があるといえる。第三者の法律上の地位が訴訟の結果によって事実上影響を受けるという場合には補助参加が可能であるし、既判力の拡張によって第三者の権利が害されるという場合であれば共同訴訟参加ないしは共同訴訟的補助参加が可能である。したがって、判決効説に与することは困難といえよう。また、権利侵害説に対しては、補助参加との区別が明確でないといった批判があげられている。かくして、民訴47条1項前段による参加人が訴訟の結果によって受ける不利益は、補助参加の場合と同様、訴訟における訴訟物またはその前提となる法律上もしくは事実上の争点が、第三者の法律上の地位について論理的前提となり、判決主文または理由中の判断によって第三者の法律上の地位が影響を受けることを意味すると解すべきであり、かかる第三者が、補助参加ではなく独立当事者参加ができるのは、既存当事者の訴訟追行に詐害意思が認められることが根拠になるといえる。以上より、今日では、詐害意思説が学説上では多数説を形成していると言ってよいだろう。

(2) 権利主張参加（民訴47条1項後段）

詐害防止参加に加え、訴訟の目的たる権利関係の全部または一部が自己の権利であると主張する第三者にも独立当事者参加が許される。この場合を権利主張参加という。権利主張参加が認められるのは、本訴請求と参加人の請求とが論理的に両立しない関係にある場合とするのが一般的な理解である⁷。

なお、今日では詐害防止参加と権利主張参加との流動性・近似性が指摘されており、また実際の裁判においても権利主張参加のほうが多いとされる⁸。

3. 本件の検討—詐害意思説を前提に

2(1)で検討したように、詐害防止参加として参加人が参加の理由を認められる場合につき詐害意思説によることが相当だとすると、独立当事者参加の申出人としては、少なくとも、①補助参加の利益の前提となる法律上の地位を有し、それが、②当事者の詐害意思をもった訴訟追行によって害されることを主張・立証しなければならないこととなる⁹。

なお、①の要件は認められるが②の要件が充たされない場合には、独立当事者参加の申出とあわせて補助参加の申出がなされているとみなし、補助参加を認める余地があるとされる（大判昭和13年12月24日民集17巻2713頁、最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁参照）。

(1) ①要件について

①の要件である補助参加の利益については、いわゆる訴訟物限定説（民訴42条にいう「訴訟の結果」を訴訟物についての判断に限定するとする見解）の立場と訴訟物非限定説（民訴42条にいう「訴訟の結果」につき、訴訟物に限定されず判決理由中の判断をも含むとする見解）の立場の対立があるところ、そのいずれとも学説・判例上確立されていないという評価が一般的であるが、現在の多数説は訴訟物非限定説と思われる¹⁰。以下では、この立場を前提に検討を進める。

本件では、Yは自らにXに対する損害賠償責任があること自体は積極的には争わないものの、Z側にも本件事故に関する過失がありZも不法行為責任を負うことから、Y敗訴の場合にはZに対して求償できる関係にある、という主張をしている。このような状況において、ZがXY間訴訟に詐害防止参加をしようとする場合に、①の要件を充足するかどうかがまず問題となる。

仮に、本件事故の発生がY・Z双方の過失に起因するものであると認定されその過失割合が判決理由中で判断されたとすると、Yは後訴においてZに対し、Zの過失割合に相応する損害賠償債務を求償していくことが考えられることから、Zとしては、本件訴訟が係属中に自らには過失がないことを主張させるべく参加の利益は認められそうにも思われる。これはあたかも、連帯保証人が被告となっている保証債務履行請求訴訟の事例において、連帯保証人敗訴の場合には後にこの者が主債務者に対し求償することが考えられることから、補助参加の利益が認められる典型例とされている¹¹のと同様である。

しかしながら、この点につき、本件は、【判旨】（1）のように述べて補助参加の利益は存しないとの判断を下した。この判断枠組みは、訴訟告知による参加的効力についての最高裁判決（最

判平成14年1月22日判時1776号67頁）によって示された判旨¹²を踏襲したものと理解される。すなわち、訴訟物非限定説の立場に立った場合であっても、さらに、補助参加の利益は、参加申出人が当事者間の訴訟について間接事実や背景事情に関する判決理由中の判断に利害関係を有しているだけでは認められない、ということである。

確かに、Yに不法行為責任が生じるか否かについては、Y自身の過失の有無が問題となるのであって、本件事故の責任がZにも存するか否かは、Y自身の過失の認定にあたっては直接関係のない事実といえる。そうだとすると、本件での判示自体は相当ということになりそうである。しかしながら、最高裁平成14年判決の判旨を補助参加の利益の有無を検討する場合にも同様にあてはめてよいものかどうかという点について、そもそも疑問を感じる。すなわち、訴訟告知がなされた場合における参加的効力の及ぶ範囲の問題としては、判決理由中の判断のうち主要事実にかかる認定および法律判断に限って及ぶと解する同最判に賛成することができたとしても¹³、補助参加の利益の有無の判断とは全く別次元の問題と言えるからである。訴訟告知がなされ現実に参加の申出がなされた場合には、その参加の許否を正面から検討すればよく、参加がなされなかつた場合の参加的効力が及ぶ範囲についての考え方を補助参加の利益論に押し及ぼす必要はないと思われる。

また、【判旨】(3)においては、本件事故によってXに生じた損害及びその額が別件事件における主たる争点となっており、それらの点に関する判断は、Zに対する求償権の存否や額に影響することは明らかであるとして、Zには法律上の利害関係が認められるとしている。仮に、Yの主張するように、本件事故の発生がZ側の過失にも起因するものであるとした場合には、YZの共同不法行為となりYに対して支払いが命じられる損害賠償債務はいわゆる不真性連帯債務となることから、「損害額」の認定にあたっては、YZの各過失割合が判決理由中で判断されることとなる。よって、この場合には補助参加の利益を認めることは可能であろう。しかしながら、【判旨】(1)における「Yの損害賠償責任」自体の判断と、【判旨】(3)における「損害賠償額」の判断とを切り離して、それぞれについて補助参加の利益の有無を考えようすること自体にどれほどの合理性があるのかについても疑問を感じる。

(2) ②要件について

②の要件である当事者の詐害意思を持った訴訟追行については、主観的な詐害意思を要求することなくその可能性が客観的に存すれば足りると解されているが、これは、詐害意思が当事者の具体的訴訟行為、たとえば主張・立証の懈怠、期日の欠席、合理的理由のない自白、請求の放棄・認諾などの形で現れていることを要する趣旨と理解されている¹⁴。

本件では、①の要件が認められた【判旨】(3)の部分において、さらにこの要件の充足が問題とされているが、結論においては、別件事件の訴訟物たる損害賠償請求権の存否を判断する上で必要な主要事実に関する争点について、X及びYが主張立証を懈怠するとは考えにくく、実際にも、X及びYの別件事件の訴訟追行に詐害意思があると認めるに足りる資料は存在せず、詐害の意思を認定することは困難である、との判断を下している。詐害意思をもった訴訟追行であることの危険が客観的に判断される必要があるとの理解に立つ以上、結論としての本件における判断結果

は妥当なものといえよう。

4. 本件から生じる派生問題

本件では、Yからの訴訟告知に応じてZが独立当事者参加（とりわけ詐害防止参加）の申出がなされ、結果的には、裁判所によって参加の理由がないと判断された事案であるが、①独立当事者参加ではなく補助参加の申出がなされていた場合、あるいは、②いかなる参加申出もなされなかつた場合にはどのような処理がなされることになったのであろうか、本件とは直接関係しないが、参加制度の全体像との関係を考察するという意味において、これらの点についてもあわせて検討を加えておく。

(1) 補助参加の申出がなされていた場合

本件においても、Zは、独立当事者参加の申出に加え補助参加の申出も予備的に入っているが、これに対しては、X・Yのいずれからも異議が述べられなかったため（民訴44条1項参照）、補助参加の利益の有無を検討することなく補助参加が認められている。それでは、XないしYから異議が述べられた場合には、果たしてZの補助参加の申出には参加の利益が認められたのであろうか。

この問題は、Zが、Y側に補助参加するのかそれともX側に補助参加するのかのいずれかにより、それぞれ検討を加える必要があるといえる（なお、結論において補助参加が認められた本件においても、いずれの側への補助参加が認められたのかは不明である）。

仮に、YもZも本件事故に対する不法行為責任を負っていない、といった理由でXの主張を争おうとするのであれば、ZはY側に補助参加するものと考えられる。この場合は、補助参加の利益が認められる典型例である、保証人敗訴の場合に備えての主債務者による補助参加の場合と状況は似ているといえよう。YがXとの関係で敗訴すると、Yは共同不法行為者であるZに対し、判決理由中で判断される過失割合に応じて求償を求める後訴提起が想定されるからである。

しかしながら、本件のように、Yがそもそも自らの不法行為責任自体については争わない姿勢を示しており、Zが自らには本件事故に対する過失はなかったと主張したい場合には、ZはむしろX側に補助参加することが考えられる。この場合において、Xの勝訴が意味することは、①本件事故に対するZの過失が存在しない（すなわちYによる単独不法行為である）ことが認定された、ないしは、②Zにも過失は存在するが本件事故がYとZとの共同不法行為によるものであることが認定された、ということである。①の場合には、これによってZとしては補助参加の目的を達することができたといえることから、補助参加の利益を肯定してよいと思われる。また、②の場合であっても、少なくともZの単独不法行為ではない（認定された損害賠償額を同じく認定されたYZの過失割合に応じて支払えばよい）ということになり、やはり補助参加の利益を肯定してよいと考えられる（前掲最判昭和51年参照）。他方、X敗訴の場合には、Yの不法行為責任が否定されたこととなり、あとは判決理由においてZの過失が認定されていれば、後日、XのZ

に対する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、Zは前訴の参加的効力により自らに過失が存在しないことを争うことはできないこととなる。逆に、Zに過失なしという認定がなされている場合は、XのZに対する後訴が提起されたとしても、後訴裁判所は前訴の参加的効力によりZには過失なしという判断を前提に審理を進めればよい。

(2) Zが参加申出をしなかった場合

本件のような事案においては、XY間訴訟においてYはZにも本件事故に対する過失があったと主張することが想定されるところ、Yからの訴訟告知にもかかわらずZが何らの参加申出をしないままYが敗訴した場合、Zに対して参加的効力が及ぶ（民訴53条4項参照）であろうか。この問題は、XY間訴訟におけるY敗訴の判決理由においてYのみならずZの過失についても認定がなされ、YのXに対する損害賠償額の過失割合が明らかにされている場合に生じる。この場合、YはZの過失割合に応じた求償を求める後訴を提起した際、この後訴においてZが自らに過失が存在しないことを争える否かは、参加的効力がZに及んでいるかどうかにかかる。後訴裁判所としては、訴訟告知がなされたときにZがYに補助参加できたかどうか、すなわち補助参加の利益を有していたかを審理することになるが、このような場合には、本件【判旨】の(3)が示すように、補助参加の利益を肯定し参加的効力を及ぼしてよいと考えられる¹⁵。

[付記]

本稿は、共同研究開催時において配布した報告原稿である。研究会においては参加者から様々なご意見・ご指摘を賜ったが、本稿においてはこれらについての反映はしていない。後日別稿にてさらなる考察を進めたいと考える。また、本報告後、本件についての判例評釈（河野憲一郎「詐害防止参加の申出が却下された事例」私法判例リマークス48号106頁以下〔2014〕）に接したが、これについての検討も本稿においてはなされていないことをお断りする。

1 伊藤眞『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣・2011）647頁以下など参照。

2 高橋宏志『重点講義民事訴訟法・下〔第2版〕』（有斐閣・2012）491頁など参照。

3 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増補版〕』（酒井書店・1965）412頁、小山昇『民事訴訟法〔5訂版〕』（青林書院・1989）497頁など。

4 菊井維大=村松俊夫『全訂民事訴訟法I〔補訂版〕』（日本評論社・1993）438頁、奈良次郎「独立当事者参加について（三）」判評124号112頁（1969）など。

5 三ヶ月章『民事訴訟法（法律学全集）』（有斐閣・1959）225頁、新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂・2011）828頁、伊藤・前掲注(1)649頁、高橋・前掲注(2)495頁、秋山幹男ほか『コメントール民事訴訟法I〔第2版追補版〕』（日本評論社・2014）466頁など。

6 秋山ほか・前掲注(5)65頁参照。

7 兼子・前掲注(3)414頁、三ヶ月・前掲注(5)226頁、秋山ほか・前掲注(5)467頁、高橋・前掲注(2)498頁、伊藤・前掲注(1)805頁、上田徹一郎『民事訴訟法〔第7版〕』（法学書院・2011）571頁など。

8 高橋・前掲注(2)498頁参照。

9 但し、詐害意思説論者である三ヶ月・前掲注(5)224頁は、詐害意思が認められれば必ずしも補助参加の

利益を要しないとする。

10 高橋・前掲注(2)433頁など参照。

11 高橋・前掲注(2)434頁など参照。

12 「旧民訴法78条〔現53条4項〕、70条〔現46条〕の規定により裁判が訴訟告知を受けたが参加しなかつた者に対しても効力を有するのは、訴訟告知を受けた者が同法64条〔現42条〕にいう訴訟の結果につき法律上の利害関係を有する場合に限られるところ、ここにいう法律上の利害関係を有する場合とは、当該訴訟の判決が参加人の私法上又は公法上の法的地位又は法的利益に影響を及ぼすおそれがある場合をいうものと解される。」

また、旧民訴法70条所定の効力は、判決の主文に包含された訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけではなく、その前提として判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断などにも及ぶものであるが、この判決の理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断とは、判決の主文を導き出すために必要な主要事実に係る認定及び法律判断などをいうものであって、これに当たらない事実又は論点について示された認定や法律判断を含むものではないと解される。けだし、ここでいう判決の理由とは、判決の主文に掲げる結論を導き出した判断過程を明らかにする部分をいい、これは主要事実に係る認定と法律判断などをもって必要にして十分なものと解されるからである。そして、その他、旧民訴法70条所定の効力が、判決の結論に影響のない傍論において示された事実の認定や法律判断に及ぶものと解すべき理由はない。

13 高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』(有斐閣・2010) 225頁〔和田吉弘〕は、最高裁平成14年判決に賛成しており、同様の理解が学説上も多数であるとされている。

14 伊藤・前掲注(1)650頁参照。

15 この場合は、いわゆる当事者引込み理論における填補型（例：売買の目的物につき追奪請求された被告が売主に対する担保請求を追加併合する場合や、保証債務履行請求における被告保証人が主債務者に対する求償請求を追加併合する場合など）の事例に近いといえるが、これらのいずれの場合にも、被告の第三者に対する訴訟告知によつてもほぼ同じ目的が達成できるとされており（高橋・前掲注(2) 554頁参照）、ここでも訴訟告知による参加的効力を及ぼしてよいと考えられる。